

【養成課程情報】

- ① 養成課程のスケジュール（期間、日程、時間数）
- ② 定員
- ③ 入学までの流れ（募集、申し込み、資料請求先）
- ④ 費用
- ⑤ 科目別シラバス
- ⑥ 教員数、科目別担当教員名（教員の名前、略歴、保有資格）
- ⑦ 教材
- ⑧ 協力実習機関の名称、住所、事業内容
- ⑨ 実習プログラムの内容・特徴

【実績情報】

- ① 卒業者の延べ人数
- ② 卒業者の進路の状況（就職先の施設種別、卒業者のうちの就職者数）

【その他情報】

その他、利用者の選択に資する情報

(2)情報開示の方法等

- ワムネットや養成施設のホームページ等を通じて、広く一般に公開することを原則とする。
- なお、入学希望者等が開示された情報を容易に比較検討できるよう、情報開示に係る標準的な様式例を示すことを検討する。

(3)留意事項

- 情報開示の義務付けと併せて、開示内容の適正性を担保する観点から、虚偽又は誇大な情報を開示した場合について、指定の取消事由に位置付けることとする。

Ⅸ 国家試験の受験資格における 実務経験の範囲

Ⅸ 国家試験の受験資格における実務経験の範囲

- 国家試験の受験資格における実務経験の範囲については、介護を行う職員の必置が求められている事業のみならず、高齢者や障害者等介護が必要な者の利用が想定される事業を幅広く認めるという考え方に立って、一般病床や精神障害者社会復帰施設等を加えるなど、改めて整理を行う。
- また、これと併せて、実務経験として算定できる期間は、雇用契約に基づき従事した期間に限るものとし、ボランティアにより従事した期間は除くものとする。

※1 平成18年12月に取りまとめられた社会保障審議会福祉部会意見書においては、次のとおり指摘がなされている。

- ・ 介護福祉士資格の取得方法の一元化に当たっては、それぞれの教育プロセスにおける教育内容や実務経験の水準を統一することが前提であることから、実務経験の取扱いについても、点検を行っていく必要がある。
- ・ 実務経験の範囲として認められるものは、特別養護老人ホームにおける介護職員等としての経験等の限定列挙されたものに限られているが、実務経験として認められる範囲について点検を行っていくほか、ボランティアとして従事した場合であっても実務経験の期間として算入される現行の取扱いについても、見直す方向で検討するべきである。

※2 また、今般の社会福祉士及び介護福祉士法の改正においては、近年の多様な介護ニーズの顕在化等を踏まえ、介護福祉士が行う介護の定義について、「入浴、排せつ、食事その他の介護」から「心身の状況に応じた介護」に改めることとしており、「介護」の概念は、身体介護にとどまらず、心理的・社会的な支援も含む幅広い概念として再定義している。

1. 現行制度における実務経験の範囲

高齢者	障害者・児	その他
<ul style="list-style-type: none"> ○ 老人デイサービスセンター ○ 指定通所介護(予防含む) ○ 指定認知症対応型通所介護 ○ 老人短期入所施設 ○ 指定短期入所生活介護(予防含む) ○ 養護老人ホーム ○ 特別養護老人ホーム ○ 軽費老人ホーム ○ ケアハウス ○ 有料老人ホーム ○ 指定小規模多機能型居宅介護(予防含む) ○ 指定訪問入浴介護(予防を含む) ○ 指定認知症対応型共同生活介護(予防を含む) ○ 介護老人保健施設 ○ 指定通所リハビリテーション(予防を含む) ○ 指定短期入所療養介護(予防を含む) ○ 特定施設入居者生活介護 ○ 指定訪問介護(予防を含む) ○ 指定夜間対応型訪問介護 ○ 介護療養型医療施設 ○ 老人性認知症疾患療養病棟 ○ 介護力強化病棟 ○ 療養病床 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 知的障害児施設 ○ 自閉症児施設 ○ 知的障害児通園施設 ○ 盲児施設 ○ ろうあ児施設 ○ 難聴幼児通園施設 ○ 肢体不自由児施設 ○ 肢体不自由児通園施設 ○ 肢体不自由児療養施設 ○ 重症心身障害児施設 ○ 重症心身障害児(者)通園事業 ○ 国立病院等委託病床 ○ 障害者デイサービス事業 ○ 短期入所 ○ 障害者支援施設 ○ 療養介護 ○ 生活介護 ○ 共同生活介護 ○ 自立訓練 ○ 就労移行支援 ○ 就労継続支援 ○ 旧知的障害者援護施設(更生、授産) ○ 旧身体障害者更生援護施設(更生、療護、授産、福祉工場) ○ 福祉ホーム ○ 移動支援事業 ○ 身体障害者自立支援事業 ○ 日中一時支援事業 ○ 生活サポート事業 ○ 経過的デイサービス事業 ○ 訪問入浴サービス事業 ○ 地域活動支援児センター ○ 在宅重度障害者通所援護事業 ○ 知的障害者通所援護事業 ○ 居宅介護 ○ 重度訪問介護 ○ 行動援護 ○ 外出介護 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救護施設 ○ 更生施設 ○ 地域福祉センター ○ 隣保館デイサービス事業 ○ のぞみの園 ○ ハンセン病療養所 ○ 原子爆弾被爆者養護ホーム ○ 原子爆弾被爆者デイサービス事業 ○ 原子爆弾被爆者ショートステイ事業 ○ 労災特別介護施設 ○ 原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業 ○ 家政婦紹介所 ○ 介護等の便宜を供与する事業(基準該当サービス等)

(参考) 平成18年11月20日第3回社会保障審議会福祉部会資料

実務経験の範囲

現在、実務経験の期間として認められるのは、特別養護老人ホーム等における介護職員としての経験等の限定列挙されたものに限られている。

また、上記により限定列挙されたものに該当すれば、ボランティアとして従事した場合にあっても、実務経験の期間として算入される取扱いとなっている。



【見直しの方向】

- 実務経験として認められる範囲について、点検を行い、
 - ・ 認知症疾患治療病棟における経験
 - ・ 急性期医療機関における看護助手としての経験等も含めるかどうかについて検討を行う。

- ボランティアとして介護等の業務に従事した期間は、実務経験の期間としては認めないこととする。

2. 見直し案

高齢者	障害者・児	その他
<ul style="list-style-type: none"> ○ 老人デイサービスセンター ○ 指定通所介護(予防含む) ○ 指定認知症対応型通所介護 ○ 老人短期入所施設 ○ 指定短期入所生活介護(予防含む) ○ 養護老人ホーム ○ 特別養護老人ホーム ○ 軽費老人ホーム ○ ケアハウス ○ 有料老人ホーム ○ 指定小規模多機能型居宅介護(予防含む) ○ 指定訪問入浴介護(予防を含む) ○ 指定認知症対応型共同生活介護(予防を含む) ○ 介護老人保健施設 ○ 指定通所リハビリテーション(予防を含む) ○ 指定短期入所療養介護(予防を含む) ○ 特定施設入居者生活介護 ○ 指定訪問介護(予防を含む) ○ 指定夜間対応型訪問介護 ○ 介護療養型医療施設 ○ 老人性認知症疾患療養病棟 ○ 介護力強化病棟 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 知的障害児施設 ○ 自閉症児施設 ○ 知的障害児通園施設 ○ 盲児施設 ○ ろうあ児施設 ○ 難聴幼児通園施設 ○ 肢体不自由児施設 ○ 肢体不自由児通園施設 ○ 肢体不自由児療養施設 ○ 重症心身障害児施設 ○ 重症心身障害児(者)通園事業 ○ 児童デイサービス ○ 国立病院等委託病床 ○ 障害者デイサービス事業 ○ 短期入所 ○ 障害者支援施設 ○ 療養介護 ○ 生活介護 ○ 共同生活介護 ○ 共同生活援助 ○ 自立訓練 ○ 就労移行支援 ○ 就労継続支援 ○ 旧知的障害者援護施設(更生、授産、福祉工場、通勤寮) ○ 旧身体障害者更生援護施設(更生、療養、授産、福祉工場) ○ 旧精神障害者社会復帰施設(生訓、授産、福祉工場) ○ 福祉ホーム ○ 移動支援事業 ○ 身体障害者自立支援事業 ○ 日中一時支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般病床 ○ 精神病床 ○ 療養病床 ○ 救護施設 ○ 更生施設 ○ 地域福祉センター ○ 隣保館デイサービス事業 ○ のぞみの園 ○ ハンセン病療養所 ○ 原子爆弾被爆者養護ホーム ○ 原子爆弾被爆者デイサービス事業 ○ 原子爆弾被爆者ショートステイ事業 ○ 労災特別介護施設 ○ 原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業 ○ 家政婦紹介所 ○ 介護等の便宜を供与する事業(基準該当サービス等)

高齢者	障害者・児	その他
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活サポート事業 ○ 経過的デイサービス事業 ○ 訪問入浴サービス事業 ○ 地域活動支援児センター ○ 在宅重度障害者通所援護事業 ○ 知的障害者通所援護事業 ○ 居宅介護 ○ 重度訪問介護 ○ 行動援護 ○ 外出介護 	

○ ボランティアとして従事した期間については、社会保障審議会福祉部会の意見を踏まえ、実務経験に含まないものとし、実務経験として算定できる期間は、雇用契約に基づき従事した期間に限るものとする。

※ 介護支援専門員の実務経験の算定に当たっては、ボランティアとして従事した期間も含むことができることとしている。

X 施行期日

X 施行期日

- 教育カリキュラムの見直し等については、平成21年4月1日から施行する。